

埼玉県細胞検査士会規約改正案-1

改正前

第一章 総則

第2条【事務所】この会は、事務所をさいたま市浦和区北浦和4-9-3
独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター病理診断科
に置く。

改正後

第2条【事務所】この会は、事務所を置くことができる。設置場所は、
細則に定める。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-2

改正前

第二章 会員

第5条この会の会員は、原則として埼玉県内に職場を有するか、県内に在住する細胞検査士CT（JSC）で構成される。

改正後

第5条この会の会員は、埼玉県臨床細胞学会に所属する細胞検査士で構成される。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-3

改正前

第四章 会議

第17条【総会】

3) 総会は、会員の過半数の出席が無ければ開催することが出来ない。

改正後

第17条【総会】

3) 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）が無ければ開催することが出来ない。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-4

改正前

第三章 組織

第12条【役員の仕事】

2) 副会長は、会長を補佐し、**会長に事故ある時は**、その職務を代行する。

改正後

第12条【役員の仕事】

2) 副会長は、会長を補佐し、**職務遂行が困難な場合**、その職務を代行する。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-5

改正前

第三章 組織

第15条 【顧問、相談役】 この会に、顧問および相談役を置くことができる。

2) 顧問、相談役は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

改正後

第15条 【顧問】 この会に、顧問を置くことができる。

2) 顧問は、理事会の推薦を得て、会長が委嘱する。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-6

改正前

第四章 会議

第19条【議長】

2) 理事会の議長は、**会長が**これにあたる。

改正後

第19条【議長】

2) 理事会の議長は、**会長もしくは副会長が**これにあたる。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-7

改正前

第四章 会議

第20条【議事】議決は、出席者の過半数の同意をもって成立し、可否同数の場合は議長が決定する。

改正後

第20条【議事】総会ならびに理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立し、可否同数の場合は議長が決定する。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-8

改正前

第五章 会計

第23条【会費】会費は、年額1,000円とし埼玉県臨床細胞学会会費と同時に徴収し、その会計年度に納入するものとする。

改正後

第23条【会費】会費は、年額1,000円とし、埼玉県臨床細胞学会技師会員年会費額に含まれ徴収され、その会計年度に納入するものとする。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-9

改正前

第五章 会計

第23条【会費】

2) 新入会者は、入会時にその年度の会費を納入する。

改正後

第23条【会費】

2) 新入会者は、[埼玉県臨床細胞学会の入会手続きに従い](#)、入会時にその年度の会費を納入する。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-10

改正前

第六章 雑則

第27条【発行】この会の規約は、総会において3分の2以上の賛成により成立する。

改正後

第27条【発行】この会の規約は、総会において出席者の過半数の賛成により成立する。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-11

改正前

第六章 雑則

第28条【変更】この会の規約を変更する場合には、発議により、総会で3分の2以上の賛成の承認を得なければならない。

改正後

第28条【変更】この会の規約を変更する場合には、発議により、総会で出席者の過半数の賛成の承認を得なければならない。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-12

追加

第七章 細則

第29条 本会の規約の施行細則については、理事会において決定する。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-13

追加

埼玉県細胞検査士会細則

事務所をさいたま市浦和区北浦和4-9-3 独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター病理診断科に置く。

この細則は、令和5年3月11日より施行する。

埼玉県細胞検査士会規約改正案-14

追加

顧問に関する細則

1. 定年及び退任する理事のうち、引き続き本会の運営に必要と認められた者とする。
 2. 顧問は、理事会に出席し、本会の運営に関する助言を行うことができる。
 3. 顧問の選出は理事会で推薦され、会長が委嘱する。
 4. 顧問の任期は役員の選任時期と同じとし、再任を妨げない。
- この細則は、令和5年3月11日より施行する。